

一般社団法人  
相続診断協会編

30文例

日本法令®

家族を「争族」から守った遺言書 30文例

一般社団法人  
相続診断協会編

N  
HOREI



9784539726389



1922033016003

ISBN978-4-539-72638-9  
C2033 ¥1600E

定価（本体1,600円+税）



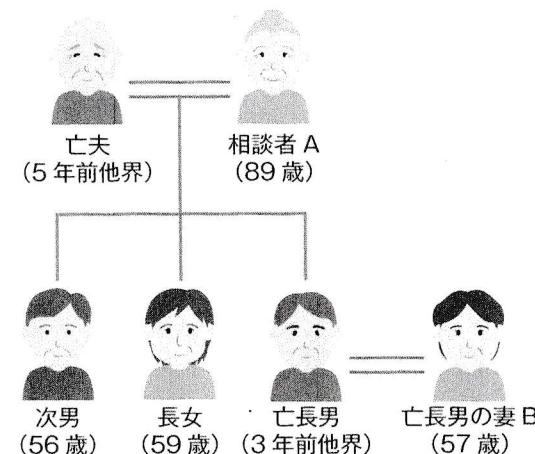
## Story 21

# 思い出の詰まつた生産緑地を守りたい

〜遺言でかなつた熱い想いを遺言で恩返し

上級相続診断士・税理士・行政書士 岩田 志郎

### ＜家系図＞



### ＜主な財産状況＞

・生産緑地 (500m <sup>2</sup> )	2,000万円
・自宅土地 (200m <sup>2</sup> )	1,500万円
・自宅建物	500万円
・金融資産	1,000万円
合 計	5,000万円

### 1 家族の状況

相談者Aさん（89歳）の夫は、親から受け継いだ生産緑地の指定を受けた農地（以下「緑地」という）でコメを栽培していましたが、5年前に病死し、Aさんが緑地を相続しました。しかしAさんは、コメ栽培の知識も体力もなく、細々と果物や野菜の栽培を行っていました。

Aさんの長男は、妻Bさん（57歳）とともにAさんと同居していました。子供はいません。会社務めでほとんど家にいることはありませんでした。定年退職後は緑地でAさんの手伝いをしていました。ところが、長男は3年前に交通事故で他界してしまいました。Bさんは、亡くなつた夫に代わつてAさんの緑地を手伝っています。また、Aさんが体調を崩したため、献身的に介護を行っています。なお、Aさんの長女（59歳）は専業主婦で、結婚して遠方に居住しており、次男（56歳）は公務員で、こちらも結婚して遠方に居住しています。

### 2 相談者の希望

あるとき、Aさんから相談がありました。

「5年前に夫を病気で亡くし、同居していた長男も3年前に交通事故で亡くしました。今は長男の妻Bと2人であります。夫の後を継いで、緑地で、野菜や果物を栽培し、自分たちで食べていてましたが、食べきれない分をご

近所に分けてあげるとたいそう喜ばれました。それからは栽培する喜び、近所の人々に喜んでいただけの幸福感から『緑地は一生手放したくない』と思うようになりました。

また、家族同様に生活をともにしてきた愛犬も2年前に亡くなり、今は緑地の隅に眠っています。

緑地には思い出がいっぱい詰まっているのです。

最近、私の体調が思わしくなく、緑地での栽培は同居するBに全面的に手伝つてもらっています。また、私の介護も献身的に行つてくれています。

そこで『自分が死んだら、緑地と自宅はBにすべてあげたい』と考えるようになりました。

長女と次男は遠方に居住しており、住居も不要ですし、緑地の管理もできないので、すべてBに継がせて、金融資産だけBも加えて3人で分割してほしいと考えています。そのようなことは可能なのでしょうか?』

### 3 遺言書の作成

BさんはAさんの一親等姻族なので、農業相続人になることはできますから、緑地を引き継ぐことができまします。しかしBさんはAさんの法定相続人ではないので、遺言を遺す必要があります。

また、緑地と自宅で財産の大部分を占める事になるので、長女と次男の遺留分を侵害することになります。

2人から「自分の取り分が少ないから返して」と、遺留分の減殺請求をされるとBさんは困ってしまいます。

そこで遺言の付言事項で「遺留分減殺請求をしないよう」説得してみてはどうか、と提案しました。

付言事項については法的な効力を生じませんが、長女と次男にAさんの想いを伝えることが重要であると考えたのです。

#### 第一条 私は、長男の妻（氏名・生年月日）に、私の所有する別紙目録第一記載の不動産を遺贈します。

第二条 私は、私の所有する別紙目録第二記載の預貯金及び、その他一切の財産を、長女（氏名・生年月日）に三分の一、次男（氏名・生年月日）に三分の一を相続させます。長男の妻（氏名・生年月日）には三分の一を遺贈します。

#### （付言事項）

長男の妻は、生前、私の介護を献身的に行つてくれて感謝しています。また、緑地も精一杯手伝つてくれました。夫、長男、そして長男の妻がしっかりと守つてくれた緑地を手放したくありません。長女と次男は遺留分減殺請求をすることなく、いつまでも三人仲良く暮らしてください。

今まで思い悩んでいたことから解放され、すつきりしたAさんは、正月にBさん、長女、次男がそろつたときに、作成した自筆証書遺言を見せて、皆に自分の気持ちを伝えました。

長女、次男ともに、Bさんの緑地に対する熱い思いを知り、自分たちも生活に困っているわけではないし、遺留分には見合わないが、遺言内容をそのまま承し、減殺請求はしないことを約束してくれました。

その後、長女と次男の心遣いに感激したBさんは「もし自分が死んだら、緑地も自宅も自分の兄弟が相続してしまう。それでは夫の親族に申し訳ない」と考え、Aさんより緑地と自宅を受け継いだ暁には、妻自身も「自分が亡くなったときは、生産緑地は長女の子へ、居住用不動産は次男の子へ」と書き記した遺言書を作成しようとした決心しました。

### 笑顔相続の力ギ

遺言書の内容というのは、遺言者以外の者は、相続が起つて初めて知らされることが多いです。そして、故人の想いを今さら知ったところで、孝行もできなければ、文句も言えません。生前に遺言者の想いを知ることで、これに対する意見や行動を示すことができ、遺言者との想いのギャップを埋めることに繋がるのです。

本エピソードでは、生前にAさんが自身の想いを包み隠さず伝えたことをきっかけに、他の家族に温かい気持ちの連鎖が芽生え、お互いがお互いを思いやる素晴らしい結果を生み出しました。

長女、次男ともに、今回は遺留分放棄の手続きまで行つたわけではありませんが、今の関係性であれば、彼らが「減殺請求はしない」と約束してくれたことについては、一定の信用性が担保できます。

何よりも、こうした意思疎通を生前に実現できたことで、この家族の関係は今後ますます良くなっていくことでしょう。



### 岩田 志郎 (いわた・しろう)

上級相続診断士、税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー

昭和22年1月24日生まれ。専修大学商学部卒業。経済誌記者、公認会計士事務所、郵便局長を経て税理士開業、併行して大学講師。

＜ひとこと＞高齢者による高齢者のためのボランティア団体「高齢者支援プロボラ SSPV (Senior Support Professional Volunteer)」を立ち上げ、郵便局、まちづくり協議会、地域包括支援センター、自治体等を舞台にボランティアで終活に関するセミナー、相談会を開催しています。

---

住 所 大阪府八尾市上尾町2丁目10番地

電 話 072-921-5657

メール [i\\_sogo@gai.eonet.ne.jp](mailto:i_sogo@gai.eonet.ne.jp)

---